



年金を受けていた方が亡くなったとき

年金を受けていた方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。

なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、「年金受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

また、年金を受けていた方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受け取ることができます。

未支給年金を受け取れる遺族

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、（1）配偶者（2）子（3）父母（4）孫（5）祖父母（6）兄弟姉妹（7）その他（1）～（6）以外の3親等内の親族です。未支給年金を受け取れる順位は（1）～（7）の順になります。

提出方法

添付書類は次のとおりですが、ケースによって異なる場合がありますので詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

添付書類	添付書類の例
亡くなった方の年金証書	
請求する方のマイナンバー（個人番号）にかかる確認書類※1	下記のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・個人番号が確認できる書類および身元（実存）確認書類 個人番号が確認できる書類 (例) 個人番号の表示がある住民票、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る） 身元（実存）確認書類 (例) 運転免許証、パスポート、在留カードなど
亡くなった方と請求する方の続柄が確認できる書類※2	下記のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄（抄）本 ・法定相続情報一覧図の写し（亡くなった方が被相続人であるもの）
亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことがわかる書類	同住所の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の住民票の除票※3 ・請求する方の世帯全員の住民票の写し※4 別住所の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の住民票の除票※3 ・請求する方の世帯全員の住民票の写し※4 ・生計同一関係に関する申立書
受け取りを希望する金融機関の口座番号等が確認できる書類※5	通帳等の写し (金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の確認ができるページ)

戸籍謄本・住民票は、亡くなった日より後に交付されたものが必要です。

※1 郵送する場合は両面のコピーを添付、窓口で提出する場合は原本を提示してください。

※2 請求する方が配偶者または遺族年金を請求する子の場合、マイナンバーを記入することで戸籍謄本の添付を省略できます。

※3 亡くなった方の住民票の除票は、日本年金機構に亡くなった方の個人番号（マイナンバー）が収録されている場合、または請求する方の世帯全員の住民票の写しに含まれている場合は不要です。

※4 マイナンバーを記入することで、請求する方の世帯全員の住民票の写しの添付を省略できます。

※5 公金受取口座を利用する場合または請求書に金融機関の証明を受けた場合は、通帳等の写しの添付は不要です。

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-74-1000）
または日本年金機構ホームページをご覧ください。



所得税・復興特別所得税・住民税の確定申告は 正しくお早めに！

令和7年分の所得税・復興特別所得税、個人事業税及び令和8年度住民税の確定申告の受付が始まります。

確定申告の受付期間は、2月16日（月）から3月15日（月）まで

期限が近づくと窓口が混雑しますので、早めの申告をお勧めします。（土・日等の休日は閉庁です）

一斉申告相談日程

日 時	会 場
2月16日（月） 9：30～16：00	役場会議室

上記の申告相談日時以外にも住民グループ窓口にて、3月15日（月）までの平日役場開庁時間内に随時受付を行います。

申告相談に持参していただきたい書類

1. 令和7年分の収入や支出が分かる関係書類（源泉徴収票や保険料の証明書）
2. 国民健康保険税及び後期高齢者保険料、介護保険料、国民年金の支払額証明
3. その他控除等の関係書類（医療費領収書・寄付証明書等）
4. 還付先口座番号（メモ可）
5. 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等の身分証明の写し等）
6. お手元にある方は、前年申告した写しの書類及び資料一式



■年金受給者の方で所得が発生する方につきましては、所得税が課税されなくても住民税が課税される場合があります。住民税申告をしていただき、配偶者等の扶養控除や普通徴収分国保税等の社会保険料、生命保険料などを算入することで住民税額が減額されることがありますので、書類をお持ちのうえご相談下さい。

■医療費控除の還付は、医療機関ごと及び個人ごとに事前に集計をお願いします。

■土地及び家屋の譲渡並びに相続・贈与税については、稚内税務署（0162-33-1155）へお問い合わせください。

お問い合わせ 総務課住民グループ（01634-8-7660）